処分通知等のデジタル化に係る 基本的な考え方(案)について

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

今回の基本的な考え方(案)の位置付け

① 本文書の目的(デジタル庁 ⇒ 関係する行政機関)

• 関係府省庁や地方公共団体等の行政機関が<u>処分通知等のデジタル化</u> <u>を促進</u>するため、日々の実務で参照できるよう、<u>共通的な考え方や</u> <u>課題への対応方法を整理し、公開することで共有</u>

② 期待される効果・対応

- まずは、短期的に(比較的ハードルが低く)対応可能な事例を整理
- 各主体が所管する行政手続の実務に応じて参照・検討の上、現在の 「困りごと」を短期的に解決し、処分通知等のデジタル化を促進

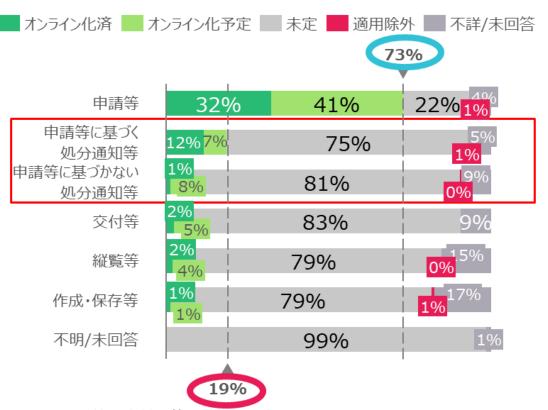
③ 今後の決定プロセス

- デジタル社会推進標準ガイドライン群のうち、実務上の参考となる ドキュメントとしてとりまとめ予定(Informative)
- R4年度内にオーソライズの上、公表・周知予定

[※] デジタル社会推進標準ガイドライン群:サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や、各種技術標準等に関する共通ルールや参考ドキュメントをまとめたもの。ルールとして順守する内容を定めたドキュメント(標準ガイドライン: Normative)、参考とするドキュメント(実践ガイドブック: Informative)の2種類がある。

背景1 処分通知等のデジタル化が低調

・行政手続のデジタル完結について、交付手続のデジタル化は申請手続きと 比べて未だ低調、実務で簡単に(気軽に)参照可能な資料の共有が効果的



地方公共団体等の関係行政機関から デジタル庁に、職責による電子署名 の利用等に関する問い合わせ等も...

Note: 手続類型が未回答/不詳のものを除く

Source: 行政手続等の棚卸調査、各府省における書面規制・押印・対面規制の見直し結果、 各府省の書面を求める行政手続の見直し方針一覧

※ デジタル庁「**トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ報告書**」(令和4年7月29日)より抜粋 (行政手続等の棚卸調査を元に作成)

背景2 行政手続のオンライン化に係る方針との関係

・各府省が<u>行政手続のオンライン化の方針</u>を示しているところ、<u>これらに</u> 資するため、ニーズが高い対応について参照可能な資料が効果的

> 各府省における行政手続のオンライン化方針 集計表 (行政手続における書面主義の見直し方針)

		3年3月末時点)					
(参考数値:令	和2年3月末時点	(令和2年度調査時点	点))				
オンライン化	:未実施						1
オンラ	ライン化実施予	· 定					1
	<オンライン化の	年限及び手法>					
		eメール	簡易ウェブサイト	既存システム活用	新規システム構築	年限合計	
	令和3年末	1,275	12	979	39	2,305	
	令和4年末	1,022	34	1,140	77	2,273	
	令和5年末	307	9	417	81	814	
	令和6年末	33	37	586	127	783	
	令和7年末	1,839	555	2,394	883	5,671	
	手法合計	4,476	647	5,516	1,207		

(注1)本表は、「行政手続等の棚卸(令和3年度調査)」における「書面主義の見直し」に対する各府省からの回答(オンライン化方針は令和3年末時点)を集計したもの。

(注2)手続の統廃合等により、「行政手続等の棚卸(令和2年度調査)」とは母集団が完全一致しないため、単純比較は適当ではない。

(注3)オンライン化の手法については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善するものとする。

※ <u>内閣府規制改革推進室「各府省における行政手続のオンライン化方針 集計表」</u>より抜粋 (黄色マーカーや赤線等は本資料で追記)

背景3 処分通知等のデジタル化に係る検討の経緯

1. トラストを確保したDX推進サブワーキンググループでの議論

- ・データ戦略推進WGの下のSWGの1つとして、令和3年11月から令和4年6月まで計11回開催
- ・主査は手塚悟慶応大教授、構成員としてトラストサービスの専門家(学識経験者、弁護士等)や関係 省庁、オブザーバーとして関連事業者・団体・専門家等、幅広い分野の関係者が参加(計35名)
- ・<u>令和4年7月29日に報告書を公表</u>、その中で、今後、<u>マルチステークホルダーモデルでの議論等により</u> <u>処分通知等のデジタル化に資する検討に引き続き取り組むべき旨</u>が示された

2. デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル(MSM)での議論

- ・ 処分通知等のデジタル化を第1回目のテーマとして、令和4年9月から12月まで集中的に開催
- ・Slackを活用した意見交換や照会が中心、オンラインミーティングも9回実施
- ・関連分野の専門家、事業者・消費者・経済界等の各団体、地方公共団体等が参加するとともに、関係 省庁等がオブザーバー参加、ファシリテーターは坂下哲也JIPDEC常務理事 (計37団体等が参画)
- ・MSM参加者がとりまとめた提言書(令和4年12月9日、デジタル庁webサイト上でも公開)において、 電子署名の利活用等を含め、処分通知等のデジタル化に向けた方向性や検討課題が示された

これらを踏まえ、まずは短期的な対応を中心に、共通的な考え方や対応方法等を整理し、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(案)を作成

処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(案)の目次

- 1 経緯・背景
- 2 関連する法令及び規定等との考え方について
 - 2.1 デジタル手続法
 - 2.2 構造改革のためのデジタル原則
 - 2.3 デジタル手続法の各主務省令 等
- 3 処分通知等のデジタル化について
 - 3.1 処分通知等のデジタル化を検討する優先順位
 - 3.2 既存の情報システムの利用
 - 3.3 オンラインストレージや電子メール等の利用
 - 3.4 電子署名の利用
- 4 信頼性確保の基本的な考え方
 - 4.1 発行元の証明(検証可能性)
 - 4.2 機密性、完全性及び可用性の担保
 - 4.3 申請等に基づかない処分通知等の留意事項
 - 4.4 許可証等の有効期限と電子証明書の有効期限の関係
- 5 処分通知等の到達時期の考え方と到達の確認について
 - 5.1 情報システムを利用する場合
 - 5.2 電子メールで送信する場合
 - 5.3 到達が確認できない場合
- 6 公文書管理上のデータ保存の考え方
 - 6.1 保存しておくべき文書
 - 6.2 保存期間 等
- 7 届出の受理通知について(参考)

処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(案)の概要①

【趣旨】

- 処分通知等のデジタル化率(低水準)の向上は、行政手続のデジタル完結の推進に資する ものであり、<u>個人や法人等の利便性を向上し、行政運営の効率化</u>を図ることが可能
- 今回、関連する基本的な考え方を整理し、<u>行政機関等が処分通知等のデジタル化を図る</u> 上での参照資料となることを期待(まずは<u>短期的な対応</u>の整理、今後の適宜見直しも想定)

【構造改革のためのデジタル原則との関係】

• 行政手続のエンドツーエンドでのデジタル化が図られるよう、<u>令和7年末に向けた申請等のデジタル化と併せて処分通知等のデジタル化の取組</u>を進めることが必要

【主務省令の解釈】

• デジタル手続法の各主務省令における<u>「電子証明書」の規定について、個別の手続と根拠となる主務省令等の対応付けが統一されていない</u>ことが、<u>地方公共団体での処分通知等のデジタル化の阻害要因の一つ</u>と考えられるため、今回の基本的な考え方で一定の解釈を示す

処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(案)の概要②

【新規・短期的に取り得る施行方法】

- 短期的な対応の場合、利用者の利便性や行政運営の効率化の観点から、<u>デジタル化の優</u> 先順位は①、②と考えられ、③は処分通知等の性質に応じて活用
- ① e-Govやマイナポータルのお知らせ機能等、既存の情報システムの利用
 - ② 情報セキュリティが十分確保されたオンラインストレージや電子メール等の利用
 - ③ <u>電子署名</u>の利用(GPKIやLGPKIに基づく電子署名等、利用可能なものを例示) 等が考えられる
- GPKIで電子署名を付したPDFファイルの署名検証サービスの運用を開始

【信頼性確保の考え方】

• 処分通知等を書面からデジタル化する際、①<u>発行元の証明(検証可能性)</u>、「情報の格付の区分」に応じた②機密性、完全性及び可用性の担保が重要であり、考え方を整理 (申請等に基づかない処分通知等に関しては、別途、信頼性確保についての留意が必要)

処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(案)の概要③

【許可証等の有効期限と電子証明書の有効期限の関係】

• 許認可証の発行時に電子署名を付して交付した際、<u>許認可証の有効期限内に、電子署名に係る電子証明書の有効期限が経過する場合について、その許認可処分の効力に係る解釈を示す</u>

【到達時期と確認の考え方】

• 到達時期の考え方と到達確認は、デジタル手続法の規定の「電子計算機に備えられたファイル」がどの部分に該当するか、各情報システムの構成等に基づき<u>どの時点で相</u>手方が処分通知等を知り得る状態におかれたと考えられるか等の観点から特定すべき

【公文書管理上のデータ保存の考え方】

• 行政文書に該当する場合、当然ながら<u>適切な管理が必要</u> (検証等が必要な文書の場合、各通知の性質に応じ、保存期間を1年以上とする等)

【参考】今後のスケジュール (案)

